



(名 称)

第 1 条 グループの名称は、「Team Aid for Japan ～ しょうなん茅ヶ崎災害ボランティア」(TAJ)と称する。

(所 在 地)

第 2 条 グループの事務局を、神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎3-2-7 茅ヶ崎市民活動サポートセンター気付 LC No93に置く。

(目 的)

第 3 条 グループの目的は次のとおりとする。

- (1) 災害発生時の救援・支援活動を円滑に実施する為に個人や団体、行政機関等と連携を図り、円滑な災害救援活動を実施するためのコミュニティの醸成。
- (2) 災害を想定したボランティアコーディネート訓練、シミュレーション訓練、イベント開催、啓発活動等、災害時課題の共有と災害時活動を想定した活動の実施。
- (3) 上記活動を通じた近隣の地元自治体とのネットワーク構築。

(活 動)

第 4 条 グループは目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 災害救助・支援活動を円滑に実施することを目的とした組織体制の構築。
- (2) 個人、各種団体ならびに行政機関、地元自治体とのリレーション構築。
- (3) ボランティアシミュレーション、コーディネーター研修、研修会等の開催。
- (4) ボランティアバス、被災地支援活動等の企画、運営。
- (5) 子供から高齢者を含む、地域社会に根付いた防災ネットワークづくり。
- (6) その他、目的達成のため必要と認められる事項。

(会 員)

第 5 条 グループはこの目的に賛同する個人および諸団体をもって構成する。

(入 会 ・ 退 会)

- 第 6 条 グループの入会は、入会申込書を受理した日からとする。
2. 退会は会員本人、又は団体の代表者が退会を表明した場合とする。
 3. 退会後の再入会は基本的に認めないこととする。

(役 員 ・ 理 事)

第 7 条 グループに次の役員・理事を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 3名 |
| (3) IT・広報 | 3名 |
| (4) 会計 | 3名 |
| (5) 事務局 | 3名 |
| (6) 監査 | 2名 |
| (7) 理事 | 若干名 |

(役員・理事の職務)

- 第 8 条 役員・理事は総会において会員相互により選任する。
2. 代表はグループを代表し、会務を統括する。
 3. 副代表は代表を補佐し、代表が職務に就けない場合はその職務を代行する。
 4. 事務局はグループの事務を行う。
 5. 会計はグループの会計を行う。
 6. 監査はグループの会計について監査を行う。
 7. 理事(サポートスタッフ)は専門プロジェクト(スペシャル ケア、子供・スポーツ、イベント)において、活動・運営をリードする役割を担う。
 8. 理事(ネットワークスタッフ)は専門プロジェクト(防災、VC、地区、協働)において、活動・運営をリードする役割を担う。



(役員・理事の任期)

第 9条 役員・理事の任期は2年とし、再任を妨げない。但し欠員補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員・理事の改正)

第 10条 役員・理事の改正は、月例会にて随時行えることとする。

(総 会)

第 11条 総会はグループの最高決議機関とする。

2. 総会は代表がこれを召集し、議長となる。
3. 全会員を対象に、毎年3月に開催する。
4. 総会の議事は出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決する。
5. 総会は、次の審議を行う。
 - (1) 約款の改正。
 - (2) 事業報告及び会計報告の承認。
 - (3) その他、代表が重要と認めた事項。

(役員会)

第 12条 役員会は、必要に応じ代表が招集し、グループの運営に必要な事項について審議する。

(月 例 会)

第 13条 月例会は、原則毎月1回開催する。

2. 月例会のメンバーは役員リーダー及び随時必要と認められた役員及び理事から構成する。

(定 例 会)

第 14条 定例会は、グループの円滑な運営のために全会員を対象に毎年1回以上開催する。

(会 計)

第 15条 グループの運営に関わる経費は、寄付金、支援金、助成金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第 16条 グループの会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(個人情報)

第 17条 ボランティア活動で知りえた個人情報は、ボランティア活動以外の目的での使用は禁止する。

2. ボランティア活動で知りえた個人情報が無断で使用された場合、対象者の除籍又はその他必要な措置をとることとする。

(そ の 他)

第 18条 この約款に定めない事項は役員会の協議を経て、その出席者の過半数の同意を得て執行する。

(附 則)

この約款は2011年(平成23年)10月21日から施行する。

この約款は2012年(平成24年)4月1日から施行する。

この約款は2013年(平成25年)3月25日から施行する。

この約款は2014年(平成26年)4月1日から施行する。